

(株)ヴァラモスによる 時効期間経過貸金債権に関する大量提訴を批判する決議

株式会社ヴァラモス（京都市下京区七条御所ノ内中町50番地の5）は近時、京都簡易裁判所に大量に貸金請求訴訟を提起している。傍聴をした地元多重債務被害者の会関係者によると、その多くが消滅時効期間を経過したと思われる貸金債権に関するものとのことであった。他方、ほとんどの被告は欠席もしくは争わないまま、ヴァラモスの請求どおりの判決がなされているとのことである。すなわち、債務者の時効援用の欠如に乗じて、時効期間を経過した貸金債権について債務名義が大量に作出されているのである。その結果、本来であれば時効期間経過により支払を免れることができる債務の弁済を余儀なくされるという被害が生じることになる。

確かに民法上は、消滅時効について、時効を援用するか否かは、その利益を受ける者の意思に委ねられてはいる。しかしながら、ヴァラモスは、多くの債務者の窮状や応訴困難に乗じ、時効期間を経過した貸金債権をなおも取り立てようとするものであり、裁判制度を濫用するものと言わざるを得ない。このような取立訴訟は信義誠実の原則に反し許されない。

当協議会は、ヴァラモスによる消滅時効期間を経過した貸金債権に関する訴訟提起を強く批判するとともに、関係機関に次のことを求める。

1. ヴァラモスは、時効期間を経過した貸金債権について訴えを起こすことを直ちにやめること。すでに訴えを起こしたものについては請求を放棄すること。
2. 京都簡易裁判所は、ヴァラモスが提起する裁判については、消滅時効期間の経過の有無を審査し、消滅時間を経過した債権については訴えを控えるよう窓口指導をすること。少なくとも、債務者の居住地を管轄する裁判所へ移送をしたり、法的観点を指摘し、あるいは釈明権を行使するなどして消滅時効援用の機会を実質的に付与するなど、被告となる債務者の司法アクセス及び防御権について格段の配慮を行うこと。
3. 金融庁は、ヴァラモスに対して、消滅時効期間を経過した貸金債権に関する訴訟提起を中止するよう、指導措置を講ずるとともに、他の貸金業者が、同様の行動をしないよう監督し、指導を行うこと。

以上決議する。

2012年1月14日

全国クレジット・サラ金問題対策協議会 総会参加者一同